

古池公園

便益施設設置運営事業協定書（案）

目 次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (事業区域と内容)
- 第3条 (設置許可期間)
- 第4条 (解体・撤去期間)
- 第5条 (協定期間)
- 第6条 (工事着手等)
- 第7条 (便益施設の営業日及び営業時間)
- 第8条 (費用負担等)

第2章 許可の取得

- 第9条 (都市公園法に基づく許可の取得)
- 第10条 (その他の法令に基づく許可の取得)

第3章 事業者の責務と行為の制限等

- 第11条 (乙の遵守事項)
- 第12条 (施設等の維持管理・運営等)
- 第13条 (安全対策及び事故等への対応)
- 第14条 (施設等用途の制限)
- 第15条 (行為の制限)
- 第16条 (私権の制限)
- 第17条 (事業の報告・調査等)
- 第18条 (委託の禁止等)

第4章 公園使用料等

- 第19条 (公園使用料)
- 第20条 (保証金)
- 第21条 (違約金)

第5章 事業実施にあたっての負担区分等

- 第22条 (リスク分担)
- 第23条 (損害賠償等)
- 第24条 (第三者に与えた損害)

第25条 (地震等による損害)

第26条 (瑕疵担保)

第6章 事業評価、事業内容の変更、中止等

第27条 (事業評価)

第28条 (事業内容の変更、中止等)

第29条 (暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等)

第7章 協定の解除等

第30条 (甲による協定の解除等)

第31条 (甲乙の合意による協定の解除等)

第32条 (協定の解除等の公表)

第8章 原状回復の義務

第33条 (原状回復の義務)

第9章 補則

第34条 (届出義務)

第35条 (管轄裁判所)

第36条 (連合体による事業実施)

第37条 (その他)

古池公園便益施設設置運営事業協定書（案）

泉大津市（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、古池公園便益施設設置運営事業（以下「本事業」という。）の実施にかかる必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び泉大津市都市公園条例（昭和47年泉大津市条例第31号。以下「公園条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定めるものとする。

（事業区域と内容）

第2条 乙は、泉大津市曾根町3丁目312番1地内に位置する古池公園の別図2に示す区域（以下「事業区域」という。）において、乙が、古池公園便益施設設置運営事業者募集（以下、「募集」という。）で提案した企画提案書及びプレゼンテーションにおける質疑応答等に基づき、本協定締結後、各関係機関並びに公園指定管理者との協議及び甲との協議を経て確定する事業内容により、本事業を行うものとする。

2 乙は、前項に定める事業内容について、第9条第1項で定める都市公園法に基づく公園施設設置許可等の申請時まで「事業計画書」として甲に提出しなければならない。

（設置許可期間）

第3条 本事業における設置許可期間（以下「設置許可期間」という。）は、最長20年間とする。ただし、第9条第1項で定める設置許可は許可日から10年を超えることができないものとし、設置に係る準備期間及び営業終了に伴う原状回復期間は、設置許可期間に含むものとする。なお、乙は最長20年間の範囲内で、10年ごとに更新を申請するものとし、甲は、第27条で定める評価等をもとに支障ないと判断した場合、設置許可を更新できる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、設置許可の終了日は甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 公園施設設置許可を取り消す場合
- (2) 公園施設設置許可を更新しない場合

(3) 本事業を途中で中止する場合

(解体・撤去期間)

第4条 乙は、便益施設の営業終了後、設置許可期間が終了する日又は協定が解除される日までに本事業にかかる施設等の解体・撤去を終了しなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請協議し、甲の承諾を得なければならない。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、本協定締結の日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、本協定期間の終了日は甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 公園施設設置許可を取り消す場合
- (2) 公園施設設置許可を更新しない場合
- (3) 本事業を途中で中止する場合

(工事着手等)

第6条 乙は、本協定締結の日から速やかに施設等の整備等にかかる手続き等を行い、工事着手日の1ヶ月前までに、工事着手日及び工事完成日等を定めた工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の工事工程に基づき工事等に着手し、平成31年度中に営業等を開始しなければならない。

3 乙は、やむを得ない事情により、前2項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請協議し、甲の承諾を得なければならない。

(便益施設の営業日及び営業時間)

第7条 乙は、その所有する便益施設の営業日及び営業時間を定める場合、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、前項の営業日及び営業時間を変更しようとする場合、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得るものとする。

(費用負担等)

第8条 第2条第1項で定める事業の実施にかかる施設等のすべての整備費用及びこれにかかる手数料等一切の経費は乙が負担する。

2 乙は、協定期間中、本事業に基づき管理運営を行う施設等の所有権を保有するものと

し、これにかかる一切の費用は乙が負担する。

- 3 前項にかかわらず、一部施設等については、事前に甲乙協議の上、確定した事業内容で乙がその負担により整備し、甲へ寄付するものとする。乙は、当該施設の寄付に先立ち、乙の費用負担のもと、甲が行政財産として登録するために必要となる各種書類及び資料等を作成し、甲へ提出する。
- 4 前項により乙が甲へ寄付した施設等の所有権は甲に帰属するものとするが、営業期間中の維持管理や補修は乙が行うものとする。
- 5 本条第3項により乙が甲へ寄付する施設等の設置に伴う手続き及び構造等の瑕疵や不備が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、施設等の引渡しを受けた日から10年以内を限度に甲は乙に対し、乙の責任と費用負担のもと、補修などの適切な処置を請求することができる。
- 6 前2項により甲または第三者に損害を与えた場合、乙はその損害によって生じた費用を甲に賠償しなければならない。
- 7 本条第4項から第6項については、甲乙間で別途管理協定を締結し、乙は本管理協定を遵守しなければならない。

第2章 許可の取得

(都市公園法に基づく許可の取得)

- 第9条 乙は、工事着手までに、書面をもって甲に対し、都市公園法に基づく公園施設設置許可等を申請し、その許可を受けなければならない。なお、申請期間は、5年を超えることができないものとし、第3条第1項で定める更新を行う場合は、期間満了の1ヶ月前までに再度申請し、その許可を受けなければならない。
- 2 甲は、第17条で定める事業報告等をもとに支障ないと判断した場合、前項の公園施設設置許可等を更新できる。

(その他の法令に基づく許可の取得)

- 第10条 乙は、前条第1項に定める手続きのほか、その他の法令等に基づき、関係機関等との協議を行い、事業の実施に必要な手続き並びに許可の取得を行うものとする。なお、これにかかる一切の費用は乙が負うものとする。

第3章 事業者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

- 第11条 乙は、本協定期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもつ

- て、第2条第1項で定める事業区域の内、乙が所有する施設等の管理運営を行う区域（以下、「乙の事業区域」という。）を良好に管理しなければならない。
- 2 乙は、公園施設設置許可等に伴う許可条件を遵守し、乙の事業区域の安全確保に努めるとともに、施設等の適正な管理運営を行わなければならない。
 - 3 乙は、本協定及び公園施設設置許可等に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。
 - 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。乙が法人格を有する団体等の場合のみ適用
 - 5 乙は、古池公園便益施設設置・管理運営事業者募集要項並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他関係法令等の規定を遵守しなければならない。
 - 6 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密、その他一切の個人情報を本協定期間中のみならず、本協定期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
 - 7 乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

（施設等の維持管理・運営等）

第12条 乙は、古池公園の美観維持について協力するものとする。

- 2 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら乙の事業区域の清掃、維持管理及び修繕を行う。
- 3 乙の事業区域以外の古池公園内における清掃、維持管理及び修繕については原則として甲が行う。ただし、乙が甲の所有する施設等を汚損もしくは破損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
- 4 乙は、乙が所有する施設等について、公園施設設置許可の申請（更新の申請を含む）を行う場合、次の項目を記載した「施設等の管理運営計画」（様式自由）を事前に作成し、甲へ提出するものとする。

（1） 便益施設等の運営計画

- ① 運営方針
- ② 運営形態
- ③ 販売品目
- ④ 古池公園の利活用の活性化が図れる取組み
- ⑤ 災害時における物資の支援等の対応（営業時間外を含む）
- ⑥ 地域、社会貢献内容
- ⑦ 安全対策（防火・防犯・防災など）
- ⑧ 環境対策（騒音・振動対策など）

⑨ 駐車・駐輪対策

(2) 施設等の維持管理計画

- ① 維持管理方針
- ② 樹木、草花等植物育成管理
- ③ 清掃、草刈など美観の保持
- ④ 設備等保守点検
- ⑤ 巡視、点検
- ⑥ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）
- ⑦ 安全対策（防火・防犯・防災など）
- ⑧ 駐車場及び自転車駐車場の維持管理

(3) 緊急時の体制及び対応

(4) 職員配置計画

(5) その他、良好な管理運営に関すること

- 5 乙が所有する施設等の管理運営に必要な協議調整等は、乙が行うものとする。
- 6 乙は、乙の事業区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。
- 7 乙は、古池公園で開催される各種イベント等に協力をするとともに、公園利用の活性化に寄与するイベント等の実施に積極的に取り組むものとする。
- 8 乙は、前項のイベント等の実施にあたり、甲から求めがあった場合は詳細を記載した「実施計画書」を提出し、甲の指示に従うものとする。
- 9 乙は、各種イベント等を行う際は、事前に甲に行為許可申請を提出するとともに、さらにテントなどを設置占有する場合は、占有許可申請をあわせて提出するものとする。なお、これらにかかる占有料は、第19条第2項によるものとする。但し、第8条第3項により乙が甲に寄付した施設等にかかるものを除く。

(安全対策及び事故等への対応)

第13条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等（営業時間外の発災を含む）に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、古池公園におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲及び公園指定管理者に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

(施設等用途の制限)

第14条 乙は、次に定める施設を設置することはできない。

- (1) 政治的又は宗教的用途に使用する施設
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途に使用する施設
- (3) 酒類販売を主目的とした用途に使用する施設
- (4) 青少年等に有害な影響を与える物販やサービス提供等の用途に使用する施設
- (5) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
- (6) 上記の他、甲が公園利用との関連性が低く、都市公園法第2条第2項に定める「公園施設」とみなすことができないと判断する施設

(行為の制限)

第15条 乙は、その所有する施設において、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- (3) 甲の承諾を受けないで行う営利を目的とした物品販売
- (4) 青少年等に有害な影響を与える物販やサービス提供等
- (5) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、その他暴力団との関与が認められ事業者として不適当と認められる法人等（適用にあたっては大阪府暴力団等排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）の活動
- (7) 上記の他、甲が公園利用との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第16条 乙は、乙が所有する施設等の所有権を、乙以外の第三者に譲渡することはできない

い。

- 2 乙は、乙が所有する施設等を構成員以外の第三者に賃貸することはできない。
- 3 乙は、乙が所有する施設等について抵当権その他の権利を設定し、構成員以外の第三者に譲渡もしくは移転等し、又は担保に供することはできない。
- 4 乙は、乙の事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 5 乙は、乙の事業区域の敷地を構成員以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

(事業の報告・調査等)

第17条 乙は、甲に対して毎年事業報告を行うものとする。

- 2 甲は必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について、甲自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。
- 3 甲は、前2項の報告又は調査により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 4 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

第18条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請協議し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。
- 4 乙は、委託先が第30条第1項(8)のアからオのいずれかに該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

第4章 公園占用料等

(公園占用料)

第19条 乙は、公園条例の規定に基づき、甲が指定する期日までに公園の占用料（以下、「占用料」という。）を甲に各年度ごとに支払うものとする。

- 2 占用料の単価は以下のとおりとする。

(1) 公園施設設置許可に伴う占用料：年額 円／ m^2 （乙からの提示額）

(2) 占用許可に伴う占用料：公園条例に定める金額

(3) 行為許可に伴う占用料：公園条例に定める金額

- 3 本条第2項(1)の占用料は年額 円（設置許可面積 m^2 に基づく）とす

る。ただし、本協定締結後、事業内容の変更等が生じた場合は、甲は前項の単価に基づき占用料を見直すものとする。

- 4 本条第2項(2)及び(3)の占用料は、公園条例の改正等により、甲は、占用料の単価を改定することができる。
- 5 前項により占用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。
- 6 乙による占用料の支払いに遅延があった場合、泉大津市税外収入延滞金条例に基づき、延滞金を徴収するとともに、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(保証金)

第20条 乙は、占用料その他本事業から生じるすべての債務の担保として、施設等の撤去及び現状回復費用相当額を保証金として、第4条第1項に定める施設等の解体・撤去にかかる手続き終了時まで無利息で甲に預託しなければならない。

- 2 前項の保証金の金額は 円とする。ただし、本協定締結後、事業内容の変更等が生じた場合は、甲乙の協議により、保証金額の見直しを行うことができる。
- 3 乙は、前項の保証金額を第6条第1項で定める工事着手日までに甲に預託しなければならない。
- 4 甲は、保証金を無利子で預かるものとし、第5条に定める規定により本協定が解除されたとき、又は便益施設の営業期間を終了したときは、第4条第1項により乙が施設等を撤去し、第33条第1項に定める原状回復を完了した後、未払いの債務があればその弁済に保証金を充当した残額を乙に返還する。
- 5 保証金を前項の未払債務に充当してもなお不足が生じた場合は、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を甲に支払わなければならない。
- 6 乙は、保証金をもって、本協定に基づき発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

(違約金)

第21条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、これに該当するごとに、第19条第3項で定める占用料の年額の5%を違約金として甲が指定する期日までに甲へ支払う。

- (1) 甲の承諾なく、第3条に定める事業期間を超えて事業を行った場合
- (2) 甲の承諾なく、第33条第1項に定める原状回復の義務を果たさなかった場合
- (3) 甲の承諾なく、第6条第2項に定める期日までに工事を終了させ、営業等を開始しなかった場合
- (4) 乙が第16条に定める私権の制限に反した場合
- (5) 甲の承諾なく、第20条第3項の定める期日までに同条第2項に定める保証金を甲に

納入しなかった場合

(6) 甲が第30条第1項の各号により、本協定を解除した場合

(7) この他、乙が本協定に定める事項に違反し、甲が書面により行った是正勧告の期日までに違反事項の是正がなされなかった場合

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償等の予定額の全部又はその一部とは解釈しないものとする。

第5章 事業実施にあたっての負担区分等

(リスク分担)

第22条 協定期間中の甲乙のリスクの分担は別紙のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

2 乙は、甲の管理運營業務等に伴い休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し休業補償等を請求することができない。

(損害賠償等)

第23条 甲が第30条第1項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第24条 乙は、事業の実施にともない、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第25条 甲は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲の責に帰すことの出来ない事由によって乙が被った損害については、賠償する責を負わない。

(瑕疵担保)

第26条 乙は、本協定締結後、事業区域内で隠れた瑕疵を発見しても、甲に対し占用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

第6章 事業評価、事業内容の変更、中止等

(事業評価)

第27条 乙は、第12条第4項で定める「施設等の管理運営計画」を基に、5年ごとの更新時に事業の実施状況について、甲の評価を受けるものとする。

(事業内容の変更、中止等)

第28条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、第2条第2項で定めた事業計画書に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合は、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請協議し、甲の承諾を得て、事業の内容を変更することができる。なお、事業内容は、原則、第9条第1項で定めた設置許可の更新時に変更できるものとする。

- 2 甲は、乙が本協定、公園施設設置許可の条件又はその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等)

第29条 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの。以下、「暴力団員」という。)等から妨害等の不当介入又は不当要求(以下、「不当介入等」という。)を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が暴力団員等から不当介入等を受けた場合、当該下請負人等に対し、速やかに甲に報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第7章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第30条 甲は、第5条の協定期間にかかわらず、甲が乙にした公園施設設置許可等を取り消し、又は更新しない場合、もしくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、公園施設設置許可等の許可条件又はその他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 乙の事業実施が乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
- (3) 第17条による事業報告において、事業継続が不可能と判断される場合
- (4) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じ

た場合

- (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 乙が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止もしくは停止した場合
 - (8) 乙が次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等（乙が法人である場合は非常勤を含む役員及びその事業活動を支配している者を、法人格を有しない団体である場合はその代表者及びその事業活動を支配している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる場合
 - イ 役員等が、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員を使用したと認められる場合
 - ウ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる場合
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められる場合
 - オ 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たりアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められる場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

（甲乙の合意による協定の解除等）

- 第31条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の原則6ヶ月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。
 - 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、乙の所有する施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。

- 4 前項の規定により本協定を解除した場合において、甲と乙が協議し既納の使用料の還付について合意した場合には、甲は使用料の全部又は一部を乙に還付する。

(協定の解除等の公表)

- 第32条 甲は、第28条第2項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第30条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。
- 2 乙が第30条第1項第8号に該当する場合、甲はその内容を公表することができる。

第8章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

- 第33条 乙は、便益施設の営業期間終了後、本協定が解除される日までに、乙の事業区域及び乙の責により汚損もしくは破損した部分を、原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者(以下、「新たな事業者」という。)と乙との間で、乙の所有する施設等や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が事前に同意した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、本条第1項の規定により原状回復する場合、乙はその内容や方法等について、事前に書面により甲に申請協議し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙が本条第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。この場合において、甲は原状回復にかかる費用につき第20条第2項の保証金を充当することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、本条第1項の規定により本事業の終了後に新たな事業者に対し、施設等や権利を譲渡した場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて確実に引継ぎを行わなければならない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、乙は、店舗については営業終了後、設置許可期間が終了する日又は協定が解除される日までに甲に無償譲渡しなければならない。

第9章 補則

(届出義務)

第34条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならぬ。

- (1) 代表者及び構成員を変更した場合
- (2) 乙の代表者及び構成員の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (3) 乙が銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 乙が、本事業の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (6) 乙が、本事業の実施に関わり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (7) 乙の所有する施設が、本事業の実施に関わり、滅失又は毀損した場合
- (8) 第2条第1項で定める乙の事業区域の全部又は一部を第三者に占拠された場合

(管轄裁判所)

第35条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟、訴訟、調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(連合体による事業実施)

第36条 乙が複数の法人及びその他の団体等（以下、「法人等」という。）による連合体（以下、「連合体」という。）である場合、構成員は連合体協定書を遵守しなければならない。

- 2 連合体により本事業を実施する場合、甲は、本事業にかかる協議、調整その他、すべてについて代表者を相手方とし、甲から代表者へ通知した事項は、すべての構成員に通知したものとみなすものとする。
- 3 代表者は、甲に対して、本協定等に定める通知、請求及び本協定等の内容の履行に必要な一切の事務処理等を行うものとする。
- 4 前項の場合において、代表者につき生じた事項又は代表者の行為は、すべての構成員に対して、その効力を生じるものとする。
- 5 構成員は、本協定に定める事項を遵守しなければならない。
- 6 構成員は、本事業の実施について連帯してその責を負うものとする。
- 7 代表者及び構成員が脱退もしくは追加する場合、代表者は事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

8 構成員は、所有する施設等の所有権を他の構成員に譲渡し、所有する施設等について
抵当権、貸借権その他の権利を設定し、他の構成員に譲渡もしくは移転、転貸等を行い、
又は他の構成員に対する債務の担保に供する場合、事前に書面により甲に申請し、甲の
承諾を得なければならない。

(その他)

第37条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑
義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通
を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲) 泉大津市

(所在地) 泉大津市東雲町9番12号

(代表者) 泉大津市長

乙)

(所在地)

(代表者)

□甲乙のリスク分担

リスクの種類	内 容	負担者	
		甲	乙
法令変更	乙が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	事業予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	乙の責任による中止・延期		○
	乙の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎコストの負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	甲の協定内容の不履行	○	
	乙の事由による業務並びに協定内容の不履行		○
性能リスク	要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事故		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○